

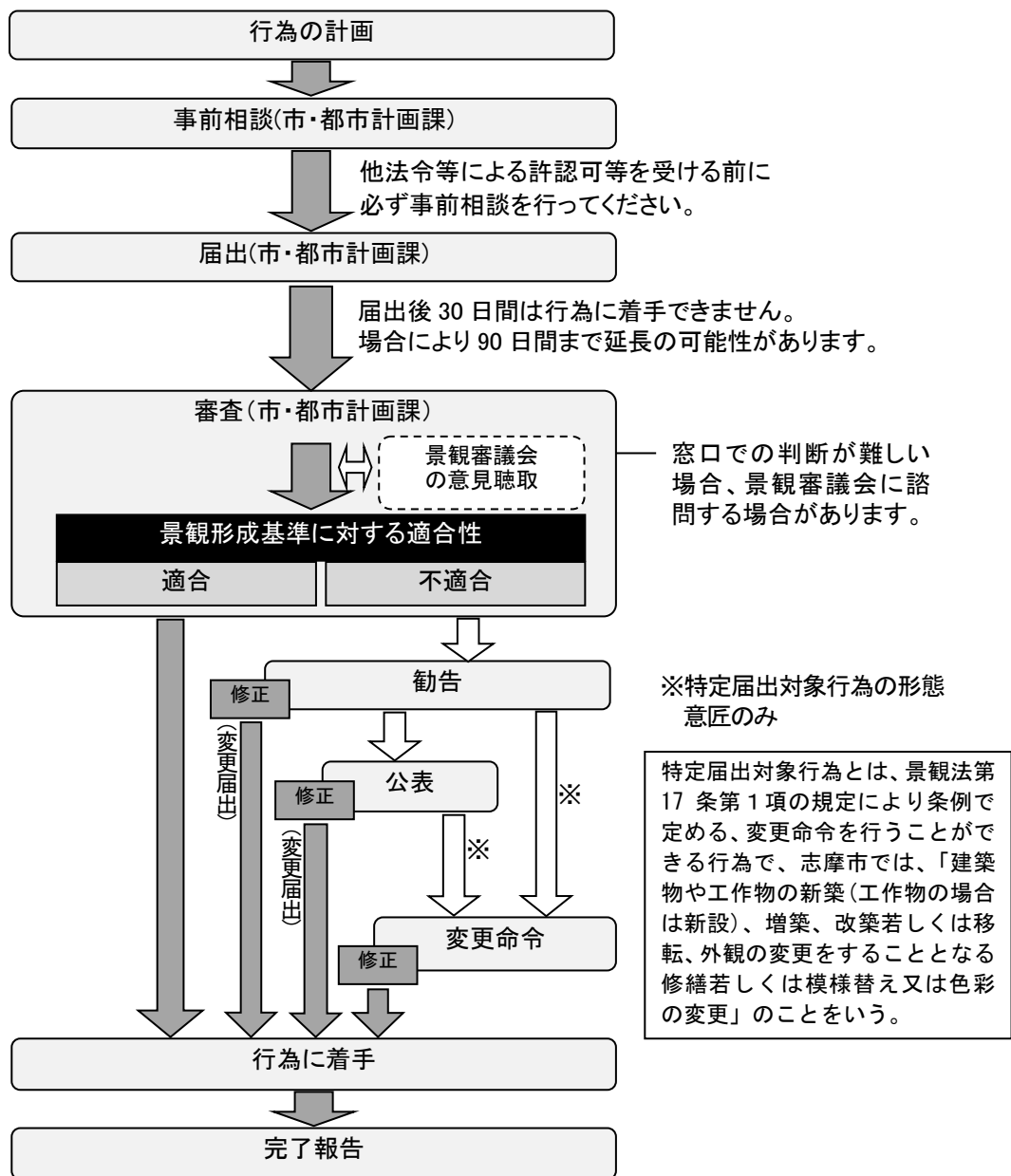
2 届出などの流れ

志摩市景観計画に係る届出の流れは、下の図のとおりです。

届出が必要な行為は、事前相談を義務づけています。これは、あらかじめ「景観形成基準チェックシート」などを用いて、事業者や設計者の方に自ら、行為の内容をチェックしていただき、景観形成基準に適合しているかどうかを確認するためのものです。景観法の規定により、通常は届出の受理日から30日間（最大90日間）は行為に着手することができませんが、事前相談により支障がないと認められたものは、行為の着手制限の期間が短縮されます。

なお、本市では有識者等で構成される志摩市景観審議会を設置しており、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される場合や周辺の景観への配慮の方法について、窓口での判断が難しい場合は、景観審議会に諮問する場合があります。

図 届出の流れ（変更届出も含む）



※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第101条第1号)

※行為の届出後に、届出にかかる事項の変更が発生した場合、良好な景観形成に配慮した事項について、届出と同様の手続きが必要となります。